

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する
政令の概要

1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度

警察官の職務に協力援助した者が、そのために災害（負傷、疾病、障害又は死亡）を受けた場合に、被災者及びその家族の生活の安定を図るため、国又は都道府県が療養その他の給付を行うもの。

2 改正の内容

(1) 給付基礎額の改定（第5条第2項関係）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第89号）により、公安職俸給表（一）が改定されたことに伴い、協力援助者への災害給付を行う際の基準となる給付基礎額の引上げを行う。

基本額 【現行】 9,700円 → 【改定後】 10,000円

限度額 【現行】 14,500円 → 【改定後】 15,000円

(2) 介護給付の金額の改定（第7条の2第2項関係）

労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。）の改正による介護補償給付の額の改定を受け、国家公務員災害補償法に基づく介護補償の月額が引き上げられたことに伴い、介護給付の金額の引上げを行う。

常時介護を要し、親族等に介護を受ける場合の定額

【現行】 85,490円 → 90,790円

随時介護を要し、親族等に介護を受ける場合の定額

【現行】 42,700円 → 45,400円

(3) 葬祭給付の定額部分の改定（第11条関係）

労災保険法施行規則の改正による葬祭料の定額部分の改定を受け、国家公務員災害補償法に基づく葬祭補償の定額部分が引き上げられたことに伴い、葬祭給付の定額部分の引上げを行う。

【現行】 315,000円 → 330,000円

3 施行期日等

公 布 日：令和8年5月7日

施 行 日：公布日

適 用 日：令和8年4月1日